

地域共生社会の実現に向けて

～ 社会的つながりが弱い人への支援の在り方について ～

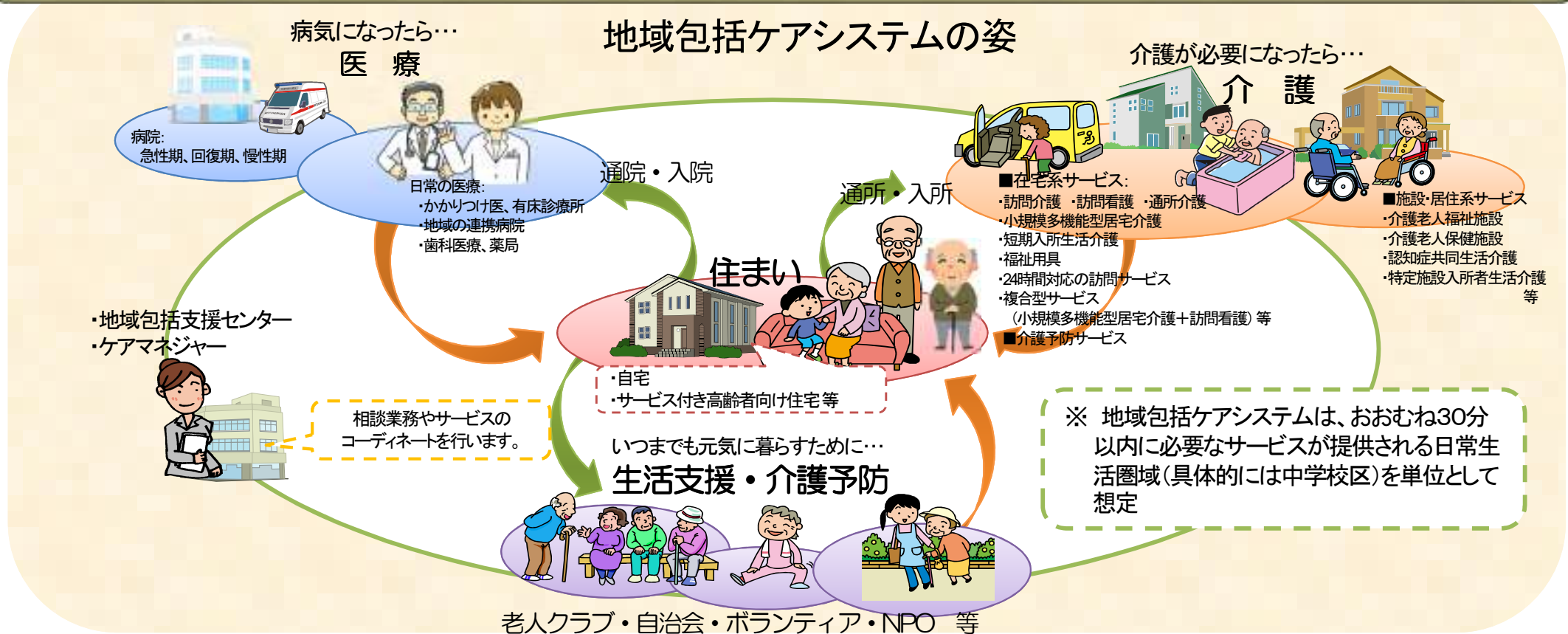
公明党 厚生労働部会長
衆議院議員

高木 美智代

(厚生労働省資料より作成)

地域包括ケアシステムの構築について

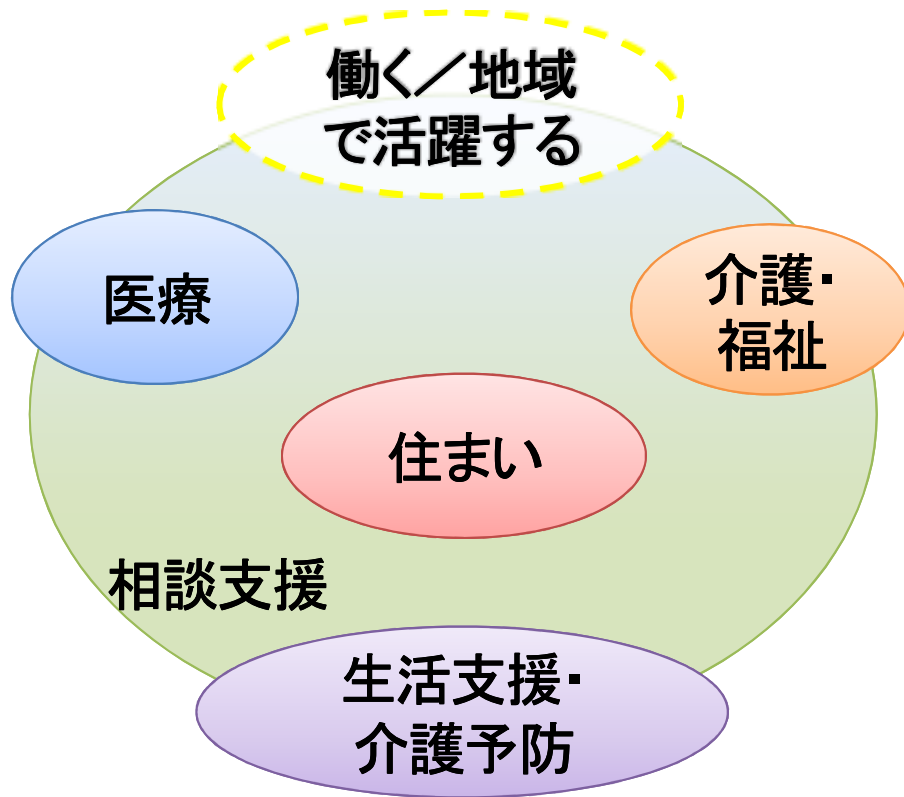
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



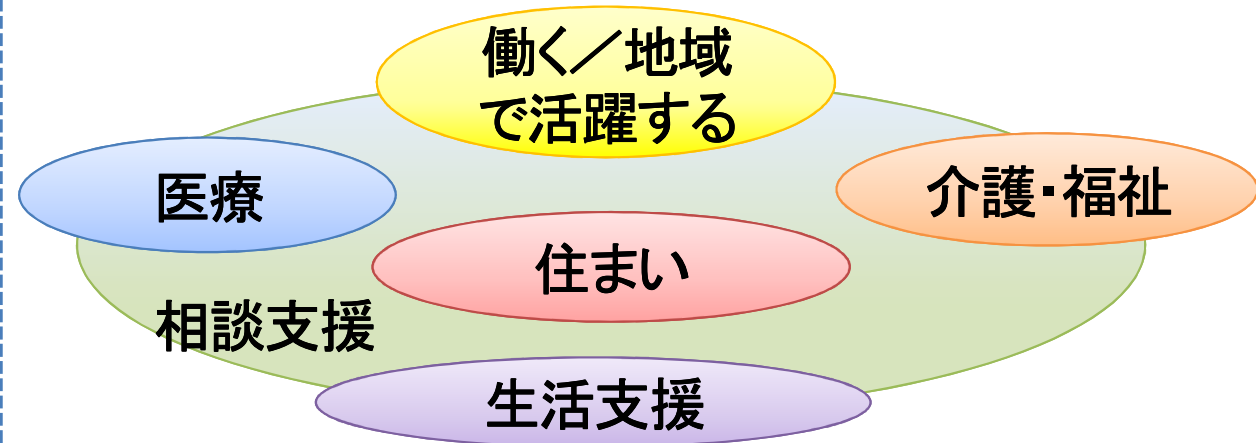
包括ケアの構造

- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることを支えるという地域包括ケアの理念は、高齢者以外にも普遍化でき、必要な生活機能も類似。**すべての人への地域包括ケアを構築していく。**
- ただし、高齢者では「働く」という視点が弱い。病気を持つ方でも、**福祉や生活支援、相談支援**といった機能が必要になってくる。

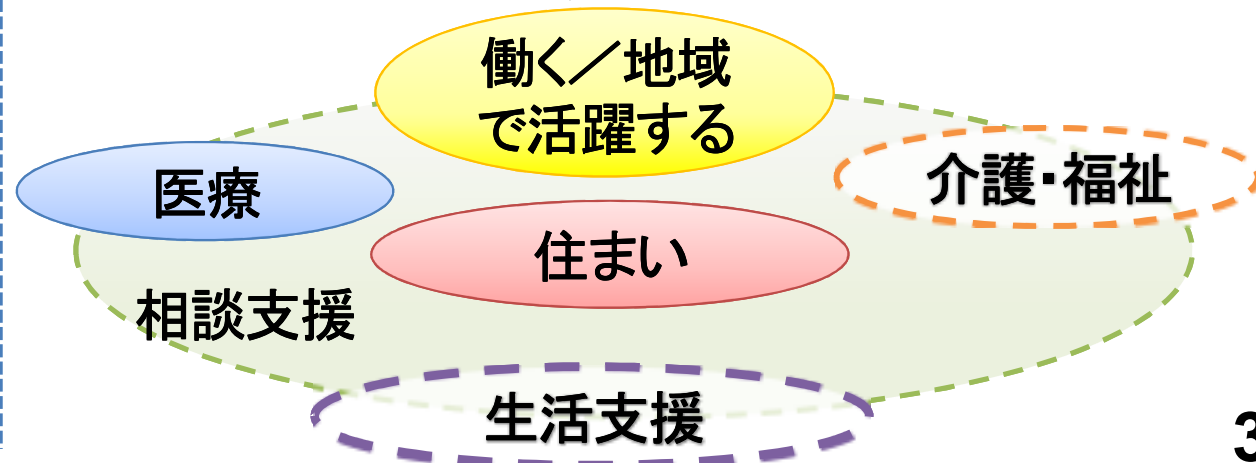
高齢の方への支援体制



障害のある方への支援体制



病気を持つ方への支援体制



すべての人への地域包括ケアのために必要な基盤

高齢

障害

病気

子育てなど

.....

公的支援の特徴

対象者ごとのタテワリ

典型的なニーズへの
標準化されたサービス

「支え手」「受け手」に
二分・固定化された関係

公的支援制度の
持つ課題

複合課題への
対応が困難

制度の狭間
が生じる

誰もが役割を持つという
発想になりにくい

すべての人が、孤立せずに、必要な支援を受けながら、役割と生きがいを持って、その人らしい生活を送るためのセーフティネットが必要

社会の変容により
顕在化した課題

身近な生活
課題への対応

生活困窮・
社会的孤立

地域社会の
持続への懸念

社会の変化

未婚化、単身化、
家族機能の低下

非正規雇用の増加

地域の支え合う
力の低下

人口減少

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環

～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



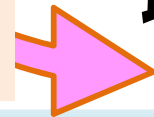
- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環

～地域社会の持続的発展の実現～



- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



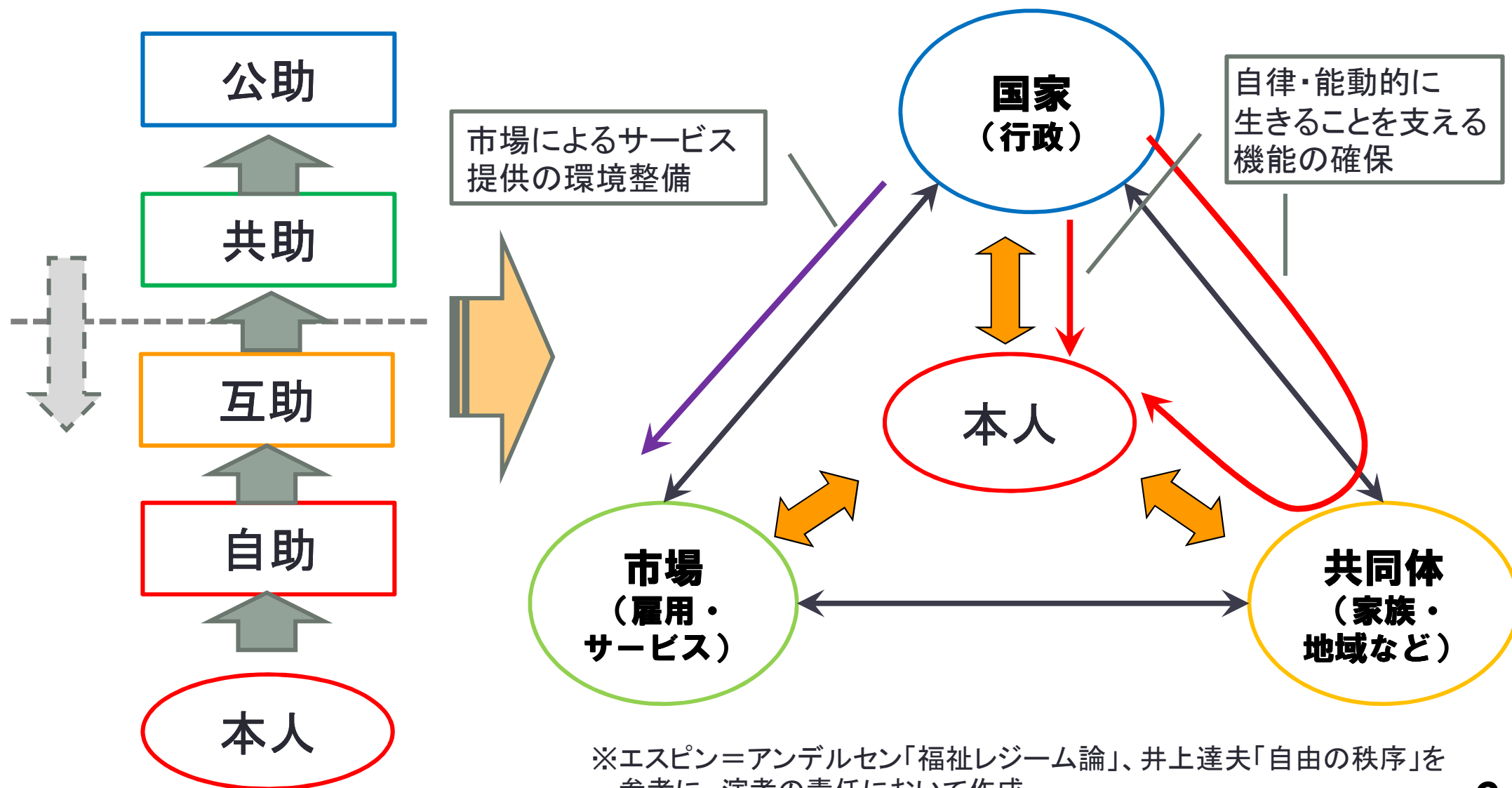
産業



交通

.....

【参考】生活保障のモデルのイメージ



政府の動き

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向 (4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

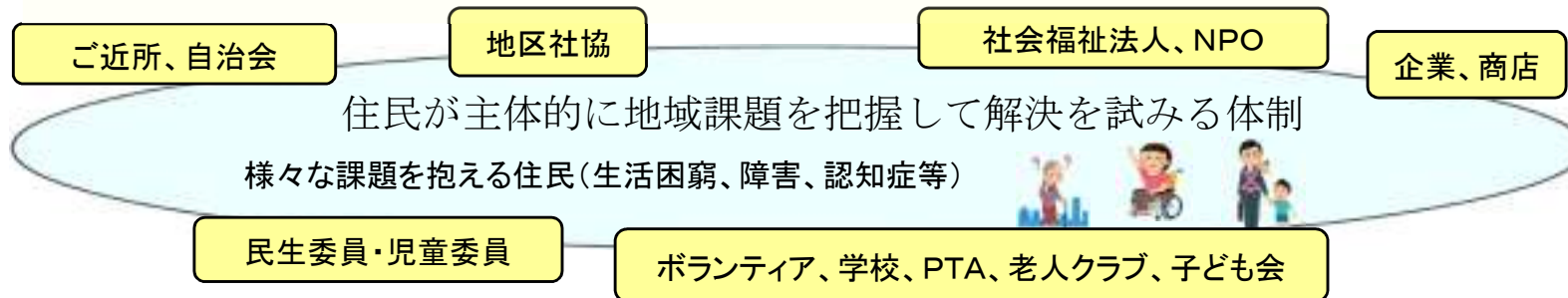
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算額（案）
平成30年度予算額

28億円（200自治体）
26億円（150自治体）

（1）地域力強化推進事業（補助率3/4）

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)



[2] 地域の課題を包括的に受け止める場（※）

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

（2）多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員

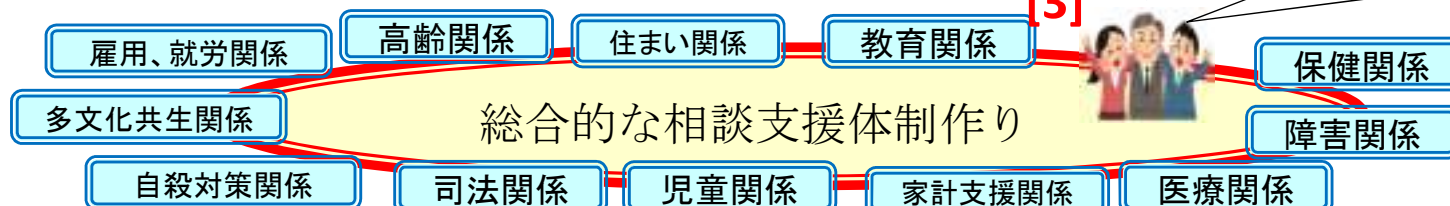
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

[3]



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

平成30年度 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業実施予定自治体一覧表(151自治体)

都道府県名	自治体名	都道府県名	自治体名	都道府県名	自治体名	都道府県名	自治体名
北海道	札幌市	東京都	東京都	滋賀県	彦根市	香川県	高松市
	釧路市		墨田区		長浜市		宇多津町
	京極町		世田谷区		甲賀市		琴平町
	鷹栖町		杉並区		野洲市	愛媛県	愛媛県
	音威子府村		江戸川区	京都府	東近江市		宇和島市
	津別町		八王子市		米原市		伊予市
	広尾町		調布市		長岡京市	高知県	高知市
青森県	青森県		国立市		京田辺市		中土佐町
	鰯ヶ沢町		狛江市	大阪府	精華町		佐川町
岩手県	盛岡市	神奈川県	藤沢市		大阪市	福岡県	黒潮町
	遠野市		小田原市		豊中市		大牟田市
	矢巾町	新潟県	新潟県		池田市		八女市
	岩泉町		新潟市	兵庫県	高石市		うきは市
宮城県	仙台市	富山県	胎内市		阪南市		糸島市
	秋田県		富山市		明石市		新宮町
秋田県	湯沢市	石川県	氷見市		芦屋市		新宮町
	井川町		金沢市		宝塚市		岡垣町
	大潟村	福井県	能美市	奈良県	加東市		大刀洗町
山形県	山形市		坂井市		たつの市	佐賀県	佐賀市
	天童市	長野県	長野県		奈良市		長崎市
福島県	郡山市		松本市		桜井市	長崎県	佐々町
	土浦市		伊那市		王寺町		大津町
茨城県	ひたちなか市		下諏訪町		下市町	熊本県	大津町
	東海村		富士見町	和歌山県	和歌山県		大分県
栃木県	栃木県		原村		鳥取県	大分県	杵築市
	栃木市	岐阜県	朝日村	鳥取県	鳥取県		都城市
	那須烏山市		関市		鳥取市		小林市
	市貝町	静岡県	吉田町		琴浦町		日向市
	高根沢町		岡崎市	島根県	北栄町	宮崎県	門川町
	那珂川町	愛知県	豊田市		松江市		美郷町
群馬県	玉村町		長久手市	岡山県	大田市		高千穂町
	埼玉県		東浦町		岡山市		鹿児島県
埼玉県	狭山市		伊勢市		倉敷市		鹿屋市
	草加市	三重県	桑名市	広島県	美作市		西之表市
	ふじみ野市		名張市		広島県	鹿児島県	中種子町
	鳩山町		亀山市		広島市		南種子町
	千葉市		鳥羽市	山口県	呉市		瀬戸内町
千葉県	松戸市		いなべ市		山口県		
	鴨川市		伊賀市		宇部市		
			御浜町				

【参考】

実践から学んだこと・感じたこと(若手有志の勉強会報告から)

- ・ 経済的な豊かさではなく、「心の豊かさ」のある社会を求める営みが様々な地域で起こっている。
穏やかな、しかし確実な変化が生じている。
- ・ 住民一人一人には力がある。すべての人には役割がある。
- ・ 自分の暮らしや地域を自ら作り出すという理念を共有し、住民同士が信頼のもとでつながり協働することにより、創り出されるエネルギーはとても大きい。
- ・ 住民の継続的な活動が地域を支える力となる。
- ・ 一人一人ができることを少しずつ持ち寄り、地域の多様な主体が関わることで、各地域の独自性のある活動が生まれている。
- ・ 「参加したい」と思える活動をいかにつくるか、地域独自の活動を“デザイン”する観点の必要性。
- ・ よりよい地域をみなで作っていきたいと思ったときに、「地域・他の住民を知りたい」という気持ちと「学び」とが自然と発生している。
- ・ 他の住民への関心や学びが広がることで、世代を超えたつながりを生んだり、コミュニティ同士で緩やかにつながろうという動きが生まれることもある。
- ・ 地域住民が協働するコミュニティは潜在的に「福祉」の視点を持ちうる。
- ・ コミュニティに属しにくい人の孤立の問題が地域課題としてあげられることも多く、そのような人たちをどのように包摂していくかも重要。が、住民活動への過度な期待は、結果として、地域との関係性が希薄な人が取り残され、活動の自発性も損なうおそれ。

【参考】政策への示唆(若手有志の勉強会報告から)

- 自発性・創意工夫を最大限尊重する「ボトムアップ」のアプローチに基づく新しい政策が必要。
- 「福祉」とは本来幸せを目指す幅広い営みを指し、公的サービスが担うのはそのごく一部。人がより良い暮らしを追求していくには他者との信頼やつながりが重要。
- 私たちが目指したい社会は、住民が楽しみながら活動することで様々なコミュニティが生まれ、それが人のつながり・助け合いを生み、何らかの困難を抱える人も元気な人も、社会とのつながりや参加の機会を選択することができる社会。
- 今後の政策の中核は、住民の自発的活動が広がり住民同士の信頼やつながりが生まれやすい環境を作ること。
- 行政が、住民の活動に一定の基準を当てはめるのではなく、住民の活動の多様性を尊重しこれを積極的に応援する仕組みに転換すべき。
- 同時に、地域との関係性が希薄である、顔の見える地域では相談しにくい問題を抱えるなど、地域での取組が届きにくい人たちを包摂するセーフティネットの機能は、一義的には行政の責任で確保すべき。

生活困窮者自立支援法の概要等

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

○ 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。

○ また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

連携通知^(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」
(平成27年3月27日付け事務連絡)等

- ・ハローワークとのチーム支援やハローワークのノウハウの活用
- ・求職者支援制度の活用

- ・地域住民相互の支え合い等インフォーマルな支援の創出
- ・地域のネットワーク強化 等

- ・住居に関する課題への連携した対応

- ・支援調整会議と子ども・若者支援地域協議会の連携(共同開催等)
- ・子ども・若者総合相談センターとの連携

- ・多重債務者に対する専門的な支援との連携

- ・農林水産分野における就労の場の確保

地域福祉施策
(社会福祉協議会、民生委員・児童委員、よりそいホットライン等)

住宅施策
(居住支援協議会)

子ども・若者育成支援施策
(子ども・若者支援地域協議会等)

多重債務者対策
(多重債務者相談窓口、法テラス、弁護士会等)

農林水産分野

労働行政
(ハローワーク、地域若者サポートステーション等)

生活保護
(福祉事務所)

ひとり親家庭等福祉対策、児童福祉施策
(福祉事務所、児童養護施設等)

障害保健福祉施策
(障害者就業・生活支援センター等)

介護保険
(地域包括支援センター等)

国民年金保険料免除制度

教育施策
(教育委員会、スクールソーシャルワーカー等)

矯正施設
(保護観察所等)

国民健康保険制度・後期高齢者医療制度

自殺対策施策
(自殺予防に関する相談窓口、地域自殺対策推進センター)

ひきこもり地域支援センター等

- ・必要に応じ、生活保護へのつなぎ、生活保護脱却後の困窮者制度の利用(連続的な支援)

- ・ひとり親家庭特有の課題や、複合的な課題への連携した対応
- ・児童養護施設退所後の子どもの支援 等

- ・本人の意向を踏まえつつ、障害の可能性や世帯の生活課題への連携した対応
- ・障害者支援に係る専門性の生活困窮者支援への活用
- ・認定就労訓練事業の担い手確保 等

- ・介護保険制度の要介護、要支援にとどまらない、世帯の生活課題への連携した対応
- ・地域ネットワークの整備等に係る連携 等

- ・納付相談に訪れる者のつなぎ
- ・国民年金保険料免除制度の周知 等

- ・子どもの状況の背景にある世帯の生活課題への対応
- ・高等学校等の修学支援 等

- ・矯正施設出所者に対する自立相談支援機関の情報提供 等

- ・納付相談に訪れる者のつなぎ
- ・所得の低い世帯への配慮措置の周知や申請援助
- ・保険料(税)滞納者への連携した対応

- ・ひきこもり状態にある者への連携した対応

- ・自殺の危険性が高い者への連携した対応

生活困窮者自立支援制度
(自立相談支援機関)

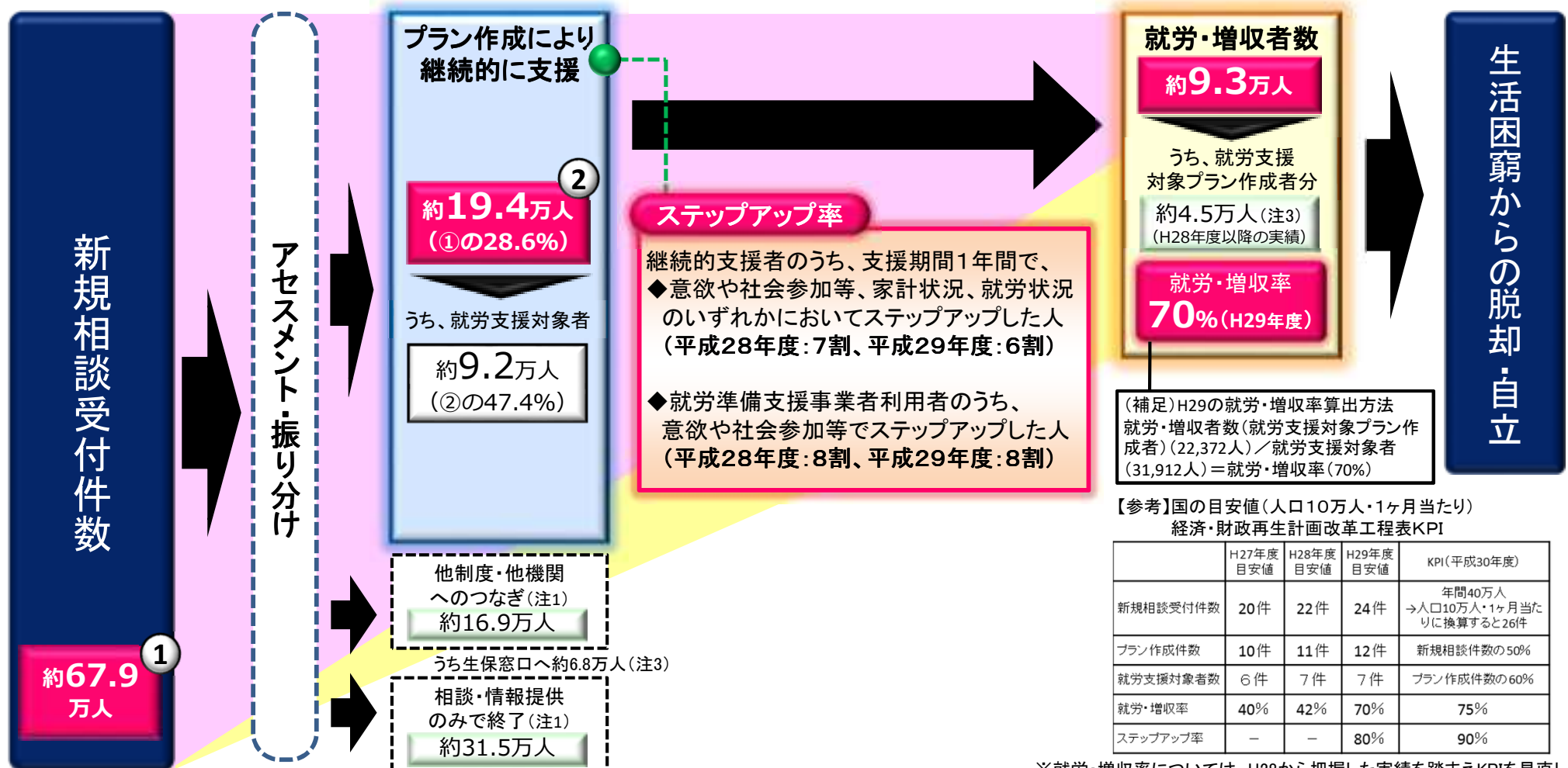
※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。 16

生活困窮者自立支援法による支援の効果(H27～H29)

○施行後3年間の

- ・新規相談受付件数は、**約67.9万件**。
- ・継続的な支援のためプランを作成した件数は、**約19.4万件**。
- ・就労・増収につながった者は、**約9.3万人**。平成29年度の就労・増収率は**70%**。

○平成29年度において、継続的支援者のうち、支援期間1年間で意欲や社会参加等、家計状況、就労状況のいずれかにおいてステップアップした人は**約6割**。



【注1】新たな評価指標による調査(各年度集計値)をもとに「他制度・他機関へのつなぎ」「相談・情報提供のみで終了」の占有率を算出し、生活困窮者自立支援室で推計した。

【注2】新たな評価資料による調査より、「他制度・他機関へのつなぎ」の件数うち、「福祉事務所(生活保護担当部署)」につないだ割合をもとに、生活困窮者自立支援室で推計した。

【注3】平成28年度より実績把握を開始したため、平成28年度以降の実績(合計値)となる。

任意事業の実施状況（※実施予定を含む）

- 平成30年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、全事業において増加している。
（自治体別の状況は別添のとおり）

（n=902）

就労準備支援事業

（自治体数）



一時生活支援事業

（自治体数）



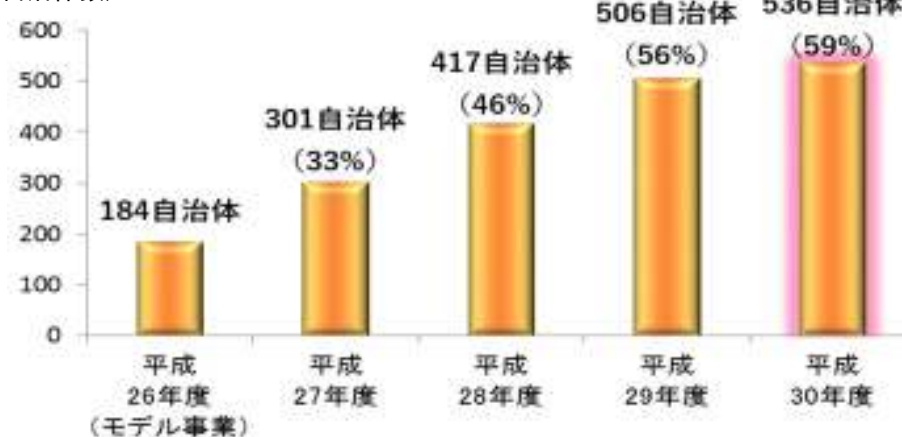
家計相談支援事業

（自治体数）



子どもの学習支援事業

（自治体数）



（出展）平成27年度、平成28年度、平成29年度の実績は生活困窮者自立支援室調べ。

生活困窮者自立支援法の見直し

○基本理念の規定の創設、定義規定の見直し

【改正法案における規定】

(基本理念)

第2条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

(定義)

第3条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

◎社会福祉法 [平成29年改正]

(地域福祉の推進)

第4条 (略)

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の**地域社会からの孤立**その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

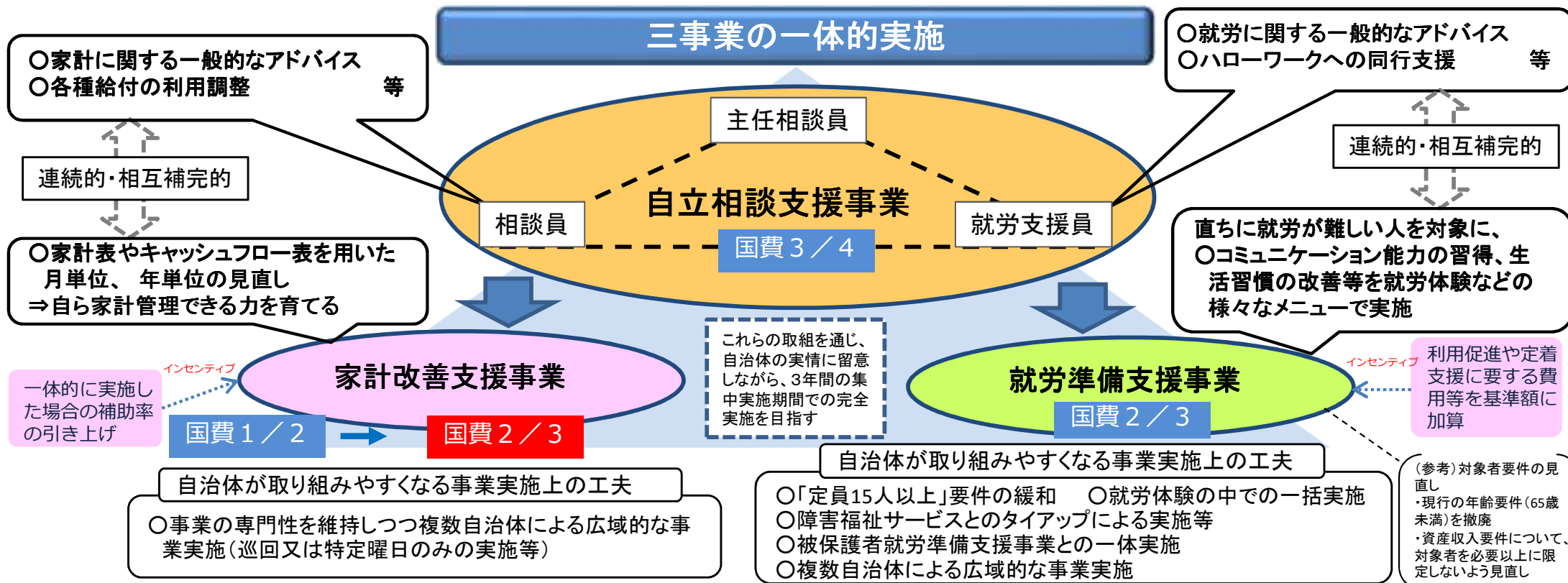
生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

・就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。

- ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
- ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
- ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- ・都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- ・現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

1. 子どもの学習支援事業の強化

・ 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

- ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
- ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等) 等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

・ 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

実践事例から

地域の実践例：おおた高齢者見守りネットワーク（愛称：みま～も！）

- 地域包括支援センターが、**住民や商店街など地域を巻き込み発足。**
- 「いくつになっても安心して暮らし続けるまちづくり！」を合い言葉に、地域の医療・保健・福祉の**専門職（事業所）、民間企業が「協賛金」を出し合い活動**。参加する**住民（みま～もサポーター）も会費を拠出。**
- 商店街の**空き店舗を改修した「ステーション」**で、日常的に住民と専門職がつながり、住民が参加者としてではなく「やりたい事を実現」できる「場」を提供。
- 近接する和菓子店や飲食店で**新しい商品開発や売上増**につながる、**空き店舗がなくなる**など、**商店街の活性化にも貢献。**



元気かあさんのミマモリ食堂



地域の実践例：DAYS BLG！ NPO町田市つながりの開



- 「利用者から生活者へ」というコンセプトの下で、介護保険のデイサービスが、社会とのつながり、地域での役割、一般大手企業との提携といった「ハブ機能」を果たす。
- 認知症の当事者が、デイサービスの日中活動において、地域の大手自動車会社のディーラーでの洗車や、地域の広報誌の折り込みなど、日々就労を通じた活動を行っている。
- 駄菓子屋に地域の子どもが立ち寄るなど、多世代交流の場ともなる。



様々な人に共通の中間的就労ニーズへの対応：三重県伊賀市の例

市の概要

人口：94,054人
高齢化率：31.1%
保護率：10.0%
産業構造：
1次産業7.5%、
2次産業38.5%、
3次産業53.1%



- ❑ 栗産業は輸入品に押され、農家の高齢化や人手不足による耕作放棄地の増加等の課題を抱えている。
 - ❑ 地元の「いがぐり」をブランド化できないかとの和菓子製造企業からの発案をきっかけに、伊賀市社会福祉協議会が栗の栽培から加工、菓子製造販売の課程に関わる「いがぐりプロジェクト」を構想。
- 市社協が把握している生活困窮者、若年無業者、障害者、高齢者など様々な人に共通の「中間的就労ニーズ」への対応を目指す。

それぞれが抱える地域課題の解決に向けた取組が連動し始める

農家
高齢化、収益が少ない、人手不足、外国産品の輸入 → 生産量の伸び悩み

改良センター、JAの栽培技術提供、生産農家の開拓

環境団体NPOが里山整備後に栗の木を植栽

福祉
困窮者、若年無業者、障害者、高齢者の中間的就労先等の確保

プロジェクトに先行し、企業の製造ノウハウの提供・販売の協力を得て、中間的就労の場を開設

企業（和菓子企業）
栗のブランド化を発案

先進地での栽培・加工技術の取得、栗の買い取り約束

市社協がコーディネート

これまではそれぞれが各種の補助・助成金を活用してきたが、「赤い羽根福祉基金」の助成決定により苗木・選果機の購入などの事業化が可能となった

「いがぐりプロジェクト」へ

7次産業化

6次産業化

環境NPO

福祉分野

農業

加工・製造

販売・宣伝

地域産業活性化

福祉分野の中間的就労ニーズへの対応 ⇒ 7次産業化への付加価値

地域での丁寧な担い手づくり：東京都北区

区の概要

人口:344,548人
高齢化率:25.5%
保護率:27.8%
産業構造:
1次産業0.02%、
2次産業16.11%、
3次産業83.87%



- 子どもの学習支援事業をスタートするに当たり、地域の中で学習支援が拡充するよう北区社会福祉協議会へ委託。
 - 地域の活動団体や住民に運営を担ってもらうよう、立上げ、運営支援を行い、地域に根ざした拠点づくり、生活困窮世帯の把握に役立てる。
- 社会の関心の高い「子どもの貧困」への対応を契機に、地域で学習支援や見守りの担い手を育てていくアプローチ。

(学習支援事業スタートまでの取組)

開始時の 思い

- 教室型で通いやすい場所に設置し、地域特性に応じた支援を行いたい
- 地域に根ざした活動となるように、社会資源を活用し、ネットワーク化を図りたい
- 既に活動中の団体等もあるが、地域住民にも関心を持つ人がいるはず

団体・住民 の情報交換 会の実施

- 住民、NPO団体、社会福祉施設、民間企業、教育関係者等が関心
- CSW等と連携して地域の社会資源と支援者のマッチング、ボランティアの確保、教材等備品の準備を支援
- 情報交換会や情報発信のための講演会の継続実施
- 区社協が独自に「夏休みの子どもの居場所」事業を試行実施(3回)

学習支援事業 実施

- 12月より夏休みの施行事業を実施した地域支援グループを中心とした子どもの学習支援事業を開始
- 学習支援会場にて、区社協が進路相談、保護者に対する養育支援を実施

事業イメージ

